

平成22年3月10日
国土交通省中部地方整備局
木曾川下流河川事務所

お知らせ

1. 件名 **所有者不明の不法係留船舶の撤去状況（3月10日）**
長良川左岸（下坂手地区）における簡易代執行

2. 概要 長良川左岸 9.4k 付近（桑名市長島町大字下坂手地先）において、所有者不明の不法係留船舶31隻と船台1台の強制撤去を河川法第75条第3項に基づき昨日、着手しました。本日は船舶16隻を強制撤去し木曾川右岸 12.2k の資材置き場（愛西市福原新田町地先）に保管しました。

3. 本日の作業状況

開始時間：9：00 終了時間：16：00

簡易代執行対象物件 （3月9日時点）	昨日までの 撤去状況	本日の撤去状況	残りの簡易代執行 対象物件
船舶31隻 船台1台	船舶5隻 船台0台	船舶16隻 船台0台	船舶10隻 船台1台

4. 明日の作業予定

開始予定時間 9：00 終了予定時間 16：30

なお、気象条件によっては変更となる場合があります。
作業中止に関するお問い合わせは「5. お問い合わせ先」の
占用調整課までお願いします。

5. お問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

占用調整課長 山田 裕代

占用調整指導官 田中 勝博

TEL 0594-24-5718（AM8:30～PM5:15）

作業終了後、木曾川下流河川事務所のホームページにて当日の作業状況の報告を掲載いたします。

ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/index.html>

本日の作業状況 (H22. 3. 10)

2日目の作業開始(9:00)



船舶撤去作業の状況



船舶撤去作業の状況



船舶運搬作業の状況



船舶保管作業の状況

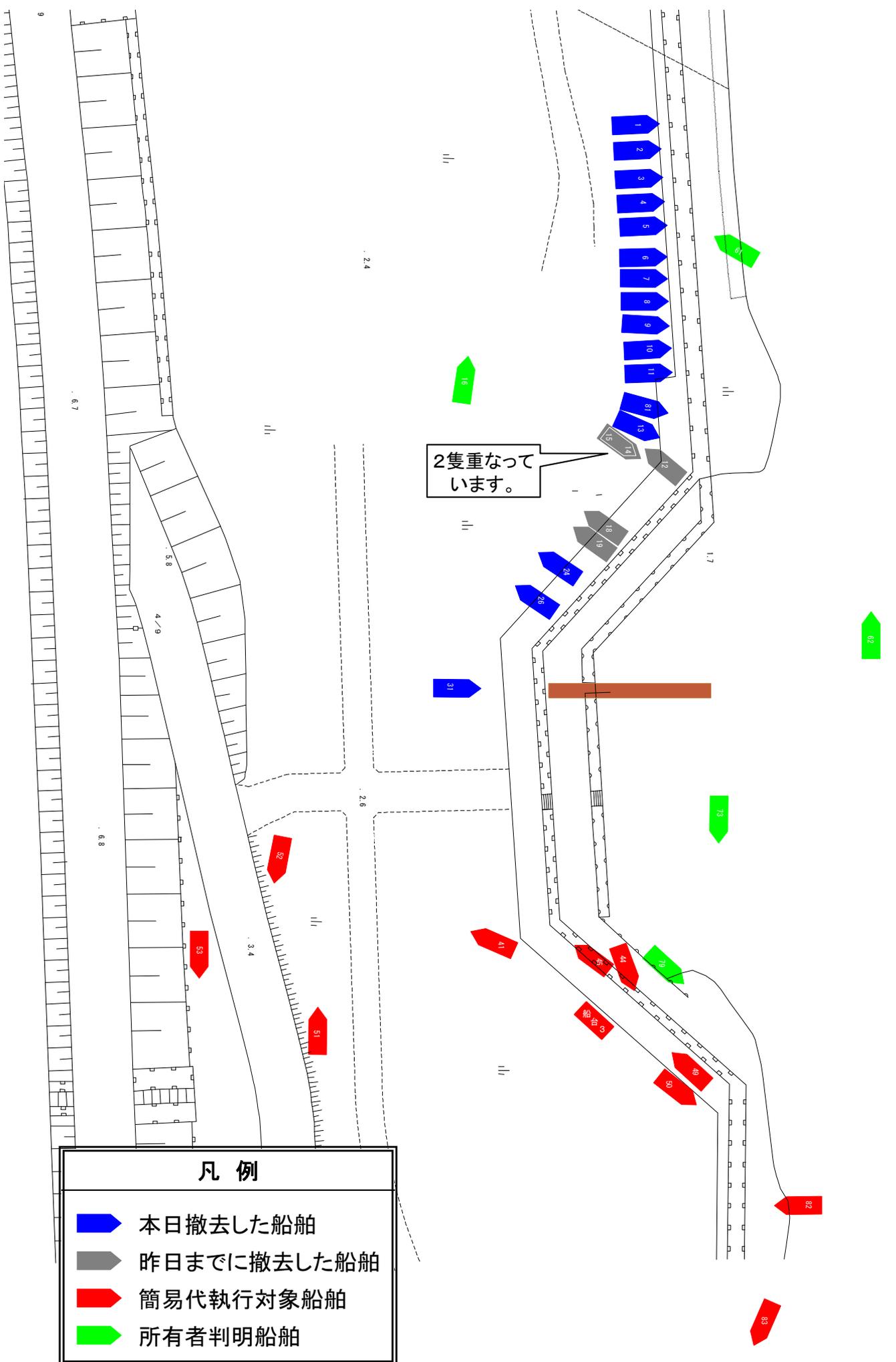


保管場所の状況(愛西市福原新田地先)



平面図 (H22.3.10)

↑ 長良川



2隻重なっています。

凡例

- ▶ 本日撤去した船舶
- ▶ 昨日までに撤去した船舶
- ▶ 簡易代執行対象船舶
- ▶ 所有者判明船舶